

令和 7 年度

地域密着型サービス事業者公募要領

令和 7 年 9 月

西 脇 市

(長寿福祉課)

1 公募の趣旨

西脇市では、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、介護保険サービスの基盤整備を進めています。

この公募は、本計画期間中に必要なサービス量を確保し、良質なサービスを提供できるよう、地域密着型サービス事業所を整備し、指定申請する事業者を公平かつ公正に決定するために行うものです。

2 公募対象の施設

サービス種類	定員	整備数	圏域
看護小規模多機能型居宅介護	登録定員 29人以下	1か所	市内全域

3 公募の要件

(1) 応募資格について

社会福祉事業に熱意と見識があり、地域密着型サービス事業所の整備・運営に必要な資力が十分であること。また、長期間安定してサービスを提供できる次の要件を満たす者とする。

ア 法人であること。ただし、看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設する者（個人）でも可とする。

※個人の場合は、提出書類各様式の「法人名」は「氏名」と読み替えること。

イ 所管庁の監査、指導検査において重大な指摘を受けていないこと。

ウ 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）に該当しないこと。

(2) 事業を実施する土地・建物について

ア 事業を実施する土地・建物については、事業者が所有権を有することを原則とする。

ただし、所有権を有することが困難な場合は、賃貸借契約でも可とするが、土地・建物ともに契約期間を長期（10年間以上）に設定し、更新可能な契約により事業の継続性を確保すること。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他公法上の制限等については、関係機関等で事前に確認、協議すること。

(3) 資金計画

建設時の資金及び施設開所後の運転資金等について、十分な資金計画を立て、安定した施設運営ができること。

(4) 整備時期

原則として令和7年度中に整備に着手し、整備完了後速やかに事業を開始すること（兵庫県地域介護拠点整備補助事業を活用して整備する場合、補助金交付の内示日以降の整備工事着手となります。）。

(5) 人員・設備・運営

施設の人員・設備・運営等については、西脇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年西脇市条例第4号）及び西脇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年西脇市条例第5号）を遵守すること。

4 地域住民等への説明について

(1) 事業運営のために地域住民等との連携が必要であるため、事業予定地周辺の地域住民や会社、店舗等及び隣接（道路や空き地をはさんで隣接する場合を含む。）する土地の所有者、建物の所有者、占有者（賃貸入居者、テナント）に、サービス内容や事業所の概要、人や車の出入り等の施設開所後の状況等について説明を行い、了承を得てください。

(2) 地域住民等への説明は、「西脇市の地域密着型サービス事業者の公募に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではなく、市が事業者として決定しなければ事業化されない」という前提をよく説明し、誤解のないよう十分注意して行ってください。

(3) 地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるのではなく、施設整備や事業が円滑に実施できるように、地域住民等の理解と協力が得られる状態となることが重要ですので、このことに十分留意して行ってください。

5 事業費の補助について

令和8年度以降の補助制度は未定ですが、令和7年度の兵庫県地域介護拠点整備補助事業の補助基準を参考にしてください。

ただし、本市の公募による事業者の決定は、補助金を確約するものではありません。補助金の対象とならない場合も念頭に置いて、充分に対応できる場合に限り、申込みを行ってください。

【別表】令和7年度 兵庫県地域介護拠点整備補助事業 補助基準

区分	施設の種類	基準上限額
施設整備経費	看護小規模多機能型居宅介護	39,600千円／施設
開設準備経費		989千円×宿泊定員数

6 事業者の決定

(1) 事業者の決定方法

事業者の決定は、西脇市事業者選定委員会（仮称）による書類審査及びヒアリング審査に基づき、市長が行います。

※西脇市事業者選定委員会（仮称）は、非公開とします。

(2) 審査の手順

審査については、公募申込書と一緒に提出された関係書類による書類審査と西脇市事業者選定委員会（仮称）において、応募者からの本事業に対する考え方、理解度と事業計画書の内容等を説明していただき、選定委員により総合的に評価する審査を予定しています。

また、審査の結果、「該当事業者なし」とする場合があります。

(3) 審査の基準

項目	着目点
基本理念	運営等の理念
実績	介護保険サービスの運営実績など
財務	経営基盤の安定性、資金計画など
施設整備計画	設計内容、立地条件など
事業運営計画	事業運営方針、地域や医療との連携など
その他	計画全体の総合評価

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年2月中旬に文書で通知します。

なお、審査内容及び審査結果に対する質問や異議については、受け付けません。

(5) 事業者の公表

決定した事業者を市のホームページに公表します。

7 公募スケジュール

期間	内容
令和7年9月1日(月)	市ホームページに公募要領を掲載
令和7年9月1日(月)～10月3日(金)	公募要領の配布、質問の受付
令和7年9月22日(月)～10月3日(金)	公募受付（応募申込）
令和7年10月中旬～令和8年1月中旬	審査（書類審査、ヒヤリング）
令和8年2月中旬	事業者の決定、通知

※スケジュールは変更になる場合があります。

8 提出書類配布

- (1) 配布期間 令和7年9月1日(月)～10月3日(金)
- (2) 配布方法 西脇市 長寿福祉課の窓口で配布します。
(平日の9:00～17:00 ※12:00～13:00を除く。)
市ホームページからダウンロードもできます。

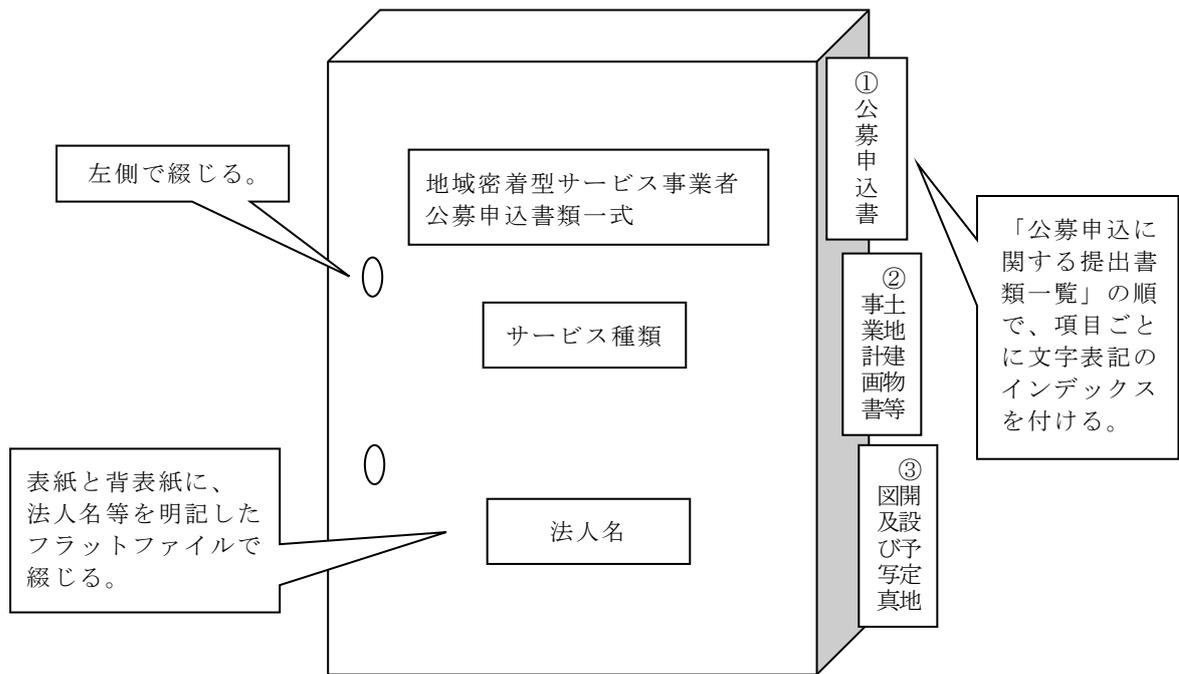
※郵送での配布を希望される場合は、長寿福祉課へ電話で御連絡ください。配布期間を過ぎた場合は、配布しません。

9 質問受付

- (1) 受付期間 令和7年9月1日(月)～10月3日(金)
- (2) 提出場所 西脇市 長寿福祉課(介護保険担当)
- (3) 方法 質問票(任意様式)を郵送(受付期間中に必着)、電子メール、FAX又は持参(平日の9:00～17:00 ※12:00～13:00を除く。)により提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。
- (4) 回答 適宜回答します。質問内容によっては、他の応募者にも周知することがあります。
※質問受付期間の終了後の質問には応じません。

10 応募方法

- (1) 受付期間 令和7年9月22日(月)～10月3日(金)
(平日の9:00～17:00 ※12:00～13:00を除く。)
- (2) 提出場所 西脇市 長寿福祉課(介護保険担当)
- (3) 提出書類 「公募申込に関する提出書類一覧」のとおり
- (4) 提出書類の体裁等
 - ア 提出部数 8部(原本1部、写し7部)
 - イ 全体の目次及びページを付けること。
 - ウ 書類は、原則A4版に統一すること。ただし、図面はA3版で作成し、A4サイズに折り込むこと。
 - エ 項目ごとに文字表記のインデックスを付けること。
 - オ 表紙と背表紙に応募書類名及び法人名等を明記したフラットファイルで綴じること。



※事前に提出日を電話で連絡してください。なお、郵送又は電子メール等による応募は受け付けません。また、受付期間終了後の提出は、受理しません。

11 応募に当たっての注意事項

- (1) 事業者決定をもって、土地建物関係及びその他の法令上の制限解除や介護保険法に基づく指定等を保証するものではありません。
- (2) 決定後の事業計画の中止や、決定されなかったことによる損害等については、市が責任を負うものではありません。
- (3) 提出書類については、決定後も返却しません。
- (4) 応募書類の提出等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出された応募書類に虚偽事項の記載があった場合には、決定を取り消す場合があります。
- (6) 他の法人の応募内容に関する問合せには応じません。
- (7) 西脇市事業者選定委員会（仮称）の構成員及び審査に係る採点の配点基準は公表しません。
- (8) 受付期間終了後の提出書類の差し替え、再提出は認めません。
- (9) 事業者の決定に当たり必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。
- (10) 応募受付後、辞退する場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

西脇市 福祉部 長寿福祉課 介護保険担当
TEL 0795-22-3111 FAX 0795-22-6037
E-mail kaigo@city.nishiwaki.lg.jp